

令和4年第8回白石町議会定例会会議録

会議月日 令和4年12月9日（第3日目）
場 所 白石町役場議場
開 会 午前9時30分

1. 出席議員は次のとおりである。

1番	吉岡正博	9番	大串武次
2番	岸川信義	10番	吉岡英允
3番	友田香将雄	11番	草場祥則
4番	重富邦夫	12番	井崎好信
5番	中村秀子	13番	内野さよ子
6番	定松弘介	14番	西山清則
7番	前田弘次郎	15番	溝上良夫
8番	溝口誠	16番	片渕栄二郎

2. 欠席議員は次のとおりである。

なし

3. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者は次のとおりである。

町長	田島健一	副町長	百武和義
教育長	北村喜久次	総務課長	千布一夫
企画財政課長	坂本博樹	総合戦略課長	山口裕一
税務課長	大串恭隆	住民課長	江島利高
保健福祉課長	矢川靖章	長寿社会課長	武富健
生活環境課長	土井一	農業振興課長	木須英喜
商工観光課長	吉村大樹	農村整備課長	中村政文
建設課長	笠原政浩	会計管理者	谷川友子
学校教育課長	出雲誠	生涯学習課長	谷崎孝則
農業委員会事務局長	久原正好		

4. 議会事務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

議会事務局長	久原雅紀
課長補佐	中原賢一
議事係書記	緒方千鶴子

5. 会議録署名議員の指名 会議録署名議員に次の2人を指名した。

10番	吉岡英允	11番	草場祥則
-----	------	-----	------

6. 本日の議事日程は次のとおりである。

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議案第45号 白石町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第3 議案第46号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 日程第4 議案第47号 白石町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第5 議案第48号 白石町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例及び白石町長等の給与、旅費等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第6 議案第49号 白石町廃棄物の減量推進及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第7 議案第50号 教育委員会委員の任命について
- 日程第8 議案第51号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第9 議案第52号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第10 議案第53号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第11 議案第54号 財産の取得について

9時30分 開議

○片渕栄二郎議長

おはようございます。
これより本日の会議を開きます。

日程第1

○片渕栄二郎議長

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議規則第119条の規定により、本日の会議録署名議員として、吉岡英允議員、草場祥則議員の両名を指名します。

日程第2

○片渕栄二郎議長

日程第2、議案第45号「白石町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。
質疑ありませんか。

○中村秀子議員

定年延長という施策が出されてこういうふうになってると思うんですけども、再

任用ではなくて定年延長ですのでそれなりの報酬が、賃金が発生すると思うんですけども、それを見ると7割減ということで、今までよりも経費的には人件費がかなりかさんでくると思われます。

これにはかなりの財政圧迫すると思うんですけども、それは一体、来年度また5年間くらいでどのくらいを見込んでおられるのか、その財源をどういうふうに創設していくのか、そして行政的な圧縮というのほどこら辺で考えていられるのか、お聞きしたいと思います。

○千布一夫総務課長

今回の改正によりまして、65歳の定年延長をすることになります。定年延長後の職員の給与が定年時の給与の7割、30%、3割減です、7割の給与ということで改正をされております。

どれくらいの財政的な影響があるのかという御質問でございますが、まず現行の再任用職員の給与と定年延長をした場合の職員の人件費というのを単純に比較いたしますと、町が負担する共済組合負担金などを含めまして、職員一人当たり大体年間200万円から300万円ほど定年延長者のほうが人件費がかかる見込みでございます。

人件費の町全体額で見た場合での財政的な影響額につきましては、職員定数それから各年度の新規採用者数を幾らにするのかということにもよりますので、単純に計算することが難しく、また一概にどうなのかということも言えないところもございません。

来年度、令和5年度に入りまして、できる限り早期に第4次の定員適正化計画を策定しまして、定年引上げ期間の職員定数とか新規採用者数の方針を定めていく予定でございます。これに併せまして、定年引上げに伴う財政的な影響額というのをも併せて試算をする考えでありますので、その第4次適正化計画が完成し次第、議員の皆様へ計画の御説明をする予定でございます。それと併せてその影響額というものも、そのときに御説明をしたいという考えでございます。

以上でございます。

あと、財源的な部分については、企画財政課長のほうから答弁をいたします。

○坂本博樹企画財政課長

定年延長に伴って財源が必要になる、その財源についてはどう確保する、考えているのかという御質問かと思えます。

人件費につきましては、一概に削減ができない義務的経費になるわけでございますけれども、人件費に限らず、毎年度予算を編成するに当たってはいろいろな事業の取捨選択、重要度、そういったものを十分考えながら、この人件費のみならず全体予算の中で十分予算の財源の確保を努めていきたいと思っております。

以上です。

○中村秀子議員

全然、答弁だったのかなという気がするんですけど、財源をどうやって確保する

のかということについての答弁、今、あったんですかね。よく分からない。確保するっておっしゃった、どうやって確保するかということ、どこからひねり出そうか、町債をつくるのか、5人だと1,000万円くらいの規模になろうかと思えます、そこら辺をどうするのか具体的に。あと何箇月後のことですよね、何箇月後で予算を作成するので、行政に影響がないのか、そこら辺を心配するところです。

また、来年度の新規採用ももう見込まれているんじゃないかと思うんですけども、新規採用職員あるいはあかり保育園に係る行政への転換だとかということもございませぬ、そこら辺の、来年度だけでも結構なんですけれども、そういう新規採用職員あるいはあかり保育園からの行政への異動される職員、また定年延長によって行政で働かれる職員、そこら辺の数というところはどういうふうになるんでしょうか。

○坂本博樹企画財政課長

すみません、若干説明が不足しているかと思えますけれども、財源の確保というところでもございますけれども、先ほど言いましたように、人件費だけに対する財源の確保というものではなくて全体予算の中で財源を確保する必要があると思えます。先ほど言われましたように、事業、工事等については起債を借りたり、あるいは現状として一般財源で賄い切れない分については、例えば財政調整基金の取崩しとかそういったもので現在編成をいたしております。

そういったことで、人件費に限らず全体予算の中で、当然、必要であるか必要でないか事業の取捨選択、優先順位そういったものを十分勘案しながら、そしてそれに見合う財源につきましては、先ほど言いましたように地方債なり、そしてどうしても足りない分につきましては基金の取崩し、そういったもの、そして基金についても、将来的な基金の活用等も考えますので一概に多くの基金を取り崩すということもどうかということでもございますので、そういったところも十分検討しながら、今後の財政運営を据える中で予算の編成をしていきたいというふうに考えてるところでもございます。以上です。

○千布一夫総務課長

私のほうから、今後の職員の採用、職員数といえますか、新規採用者数ということでの答弁をいたしたいと思えます。

先ほども申しましたが、定年延長後の新規採用職員数につきましては、来年度、令和5年度のできるだけ早期に第4次の白石町定員適正化計画というのを策定する予定でございませぬ。

本町がどのような対応をするのか現在では未定でございませぬが、引き続き白石町と同様規模のといえますか、類似団体の職員数との比較を行いながら、今回職員の定年延長になったということと、令和6年度からでございませぬが、あかり保育園の民営化、それと学校給食の民間委託、それからもっと細かく言いますと、白石町の人口減少といった点、あと町の財政とかいろんな点を考慮しながら、これまでの職員定数が255人でいいのか適切であるのかということを含めましてその中で今後の新規採用者数というのを決めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○片渕栄二郎議長

ほかに質疑ありませんか。

○岸川信義議員

職員の方が定年延長になるということは、職員、この年金に関わることでそういうふうになっていってるのかなということでは分かります。

実は地域の人たちは、また職員本人も、地域に貢献をしたいという職員もいっぱいいらっしゃる中で、非常にその5年間というのは惜しい期間であります。ぜひその辺のところを踏まえながら、地域の行事等にも積極的に参加されるような、そういう考え方も当然育てていただきたいと思います。といいますのは、実はあるサークルで佐賀市の人に会ったんですけども、公民館長が民間委託してあるけんが一向に私たちの意見が伝わらんとか、そういう地域的なこともありますので、ぜひそちらのほうも考えて進めていただきたいと思います。

以上です。

○千布一夫総務課長

岸川議員さんのほうから、職員が定年延長後も地域の行事等に参加するようにしてほしいといった御意見、御要望でございましたが、定年延長になったからというわけでもございませんで、今現在でもうちの職員のほうに、私たちは地域のため、白石町民のために働いているわけでもございまして、役場だけの仕事だけでなくって地域の行事へ参加することによって地域を活性化というところにもしっかりできるようにしてくださいということは常日頃から、研修等も行いながら職員のほうに言っておりますので、当然定年延長後もそういった地域の行事にはしっかり関わるように、参加するようにということで伝えていきたいというふうに思います。ありがとうございます。

○片渕栄二郎議長

ほかに。

○内野さよ子議員

すみません、国のほうでは、合併に始まっているんですけども、職員の削減問題、合併による削減の問題等こう始まって、今、延長という話があるんですけども、これはやはり国の動きによって市町村について何か翻弄されているというか、年間を通して一人当たり年間200万円から300万円のお金に関わってくるということ、変わってくるということですので、何か経過措置みたいなものとか、あるいは調査があったりしていることがあるのか、その点についてお願いします。

大幅に費用が上乗せされるわけでしょ。そういうなことによって、国はそういうようなことは考えてないのか。

○千布一夫総務課長

内野議員さんのほうから、定年延長になって各地方公共団体が仮に財政負担が生じた場合での支援策というか、そこら辺についての御質問でございますが、国のほうからいろんな質疑応答があつとりまして、その中身を見てますとほとんどがその制度自体のことに関する質疑応答でございます、そういった財政的な支援とかそういった分について今のところ情報提供があつておりませんので、お答えできませんというか、今のところはそういった情報は入っておりません。

以上です。

○片渕栄二郎議長

ほかに質疑。

○重富邦夫議員

すみません、一つ確認ですけれども、この条例では定年延長が65歳というふうなことで、今、再任用で5年間という延長がございますよね。段階的に移行して数年後に完了するみたいなどころなんですけれども、65歳の完了した後にまたさらにそれから再任用が5年とか70まで働かれるとかそう内容ではないわけですよね。その確認を一つ。

○千布一夫総務課長

議員おっしゃるとおり、一応あくまでも65歳までですので、65歳を超えてからまた再任用という制度はございません。

以上です。

○重富邦夫議員

今後どうなるのかというところでしょうけれども、先ほど財源のこの話があつてたんですけれども、特にお金が必要になってくる自治体とかも出てくる状況になつたりするわけですけれども、交付税に何か算定をされるとかそういったことはないんでしょうか。

○坂本博樹企画財政課長

今回、来年度から定年延長という形になります。その分の現状の定数を考えていけば、当然その分の財源というのは必要になってきます。交付税の算定にないかというような御質問でございますけども、現状としてこの定年延長に伴う交付税の措置等については把握をいたしておりません。現状としてはないと思っております。

以上です。

○重富邦夫議員

分かりました。一度定年退職というか立場が変わると、再任用ということになれば、今現在もそうなんでしょうけれども、知識的には十分な経験をお持ちでもありますし、

給料も3割減ということなんですけれども、仕事を回す上で何か、今まで上司だった方がということになれば、何か仕事を頼みづらいとかそういった職員全体の空気みたいなものですか、動きが鈍くなるとかそういったことは何か報告されたりとかは今までであったりしてるんですか。

○千布一夫総務課長

重富議員のほうから、今現在の再任用職員さんの制度についてのことのお話ということで答弁をしてよろしいでしょうか。今まで現役でされていて、上司でされていた方が再任用としてその職場にまた改めて働かれている場合でのいろんな声が聞けてないかという御質問でございますが、当然、昨日まで上司であった方が同じ机を並べて仕事するとどうしてもやっぱり気持ちの面で気を遣うって、それは当然どなたもおありだと思います、そういった声は当然聞きます。だからといって業務上支障が生じるとかそういったところまでは、少なくとも私どものほうまでは届いておりません。ただ、気持ちの上では気を遣うという部分は、確かにやっぱり人間ですからそういったものはあるかと思っております。

以上です。

○片渕栄二郎議長

ほかに。

○西山清則議員

年金支給が延びたもので定年延長になったと思いますけれども、今までの60歳で一応定年ということで昇給関係もずっとやられてきたと思いますけれども、これを65までになったら、やはり65に合わせて段階的にずっと昇給していけばずっといける。だから、62とか63ぐらいで課長になったとか65までとか、そういう感じで最終的にはならんと、再任用ばかりではずっとあれかなと思っておりますけれども、そういう話は地方公務員の法律の中でですので、ここだけで変わっていくよというわけにはいきませんが、そういう考えも一つあるんじゃないかなと思っておりますけど、その辺いかがですか。

○千布一夫総務課長

西山議員さんの御質問でございますが、あくまでもこれは地方公務員法という上位の法に基づいての改正でございますので、白石町がこうしたいからといって変えられるものではございません。そこら辺は御理解いただけるものと思っておりますが、確かに議員さん言われることもそういう考え方もあるかと思っております。ただ一方で高齢層の上位への昇任とかそういうものを延ばすということになれば、一方で若手層の昇任への様々とかモチベーションの低下とかそういうところもありますので、若手の登用とかそこら辺も考えますと、いろんな議論が必要かなってふうに思っております。

以上です。

○西山清則議員

いずれは多分65までやったら、今までは60までやったからずっと段階的に来たと思うんですけども、最終的に65で固定してしまったら段階的にそういうふうに多分国のほうもなっていくとは思っております。だからその辺は今しろというのじゃなかですよ、そういう段階になるだろうということで、ちょっと予測して言っているわけですのでその辺考えていただきたいと思っております。

○千布一夫総務課長

先ほどの答弁と繰り返しになりますが、あくまでも上位法、地方公務員法とかそういう流れに合わせて白石町の制度のほうも合わせてやっていかなければならないと思っておりますが、そういう考えもあるということをお受けいたしましたので、そこら辺は国、県とのお話の中でそういうお話もしていければというふうに思っております。ありがとうございます。

○片渕栄二郎議長

ほかに質疑ありませんか。

○井崎好信議員

すみません、今回の定年延長というようなことで、今の時代の流れとして当然なことだろうというふうに思います。それによって人件費が、先ほどから話がございますように、人件費もある程度はやはり増加してくるものではないかなというふうに思います。

白石町でも人件費、大体二十三、四億円、十五、六%ぐらいの人件費の割合、ウェートが非常に高いというふうに思います。

今後人口減少を見る中で、来年は第4次の適正化策定計画も計画されてるようでございますが、そういう人件費が全体のある程度は、例えば、今十五、六%ですか、15%ぐらいに抑えるとかそういったことの予算で持っていくような形、そうしないと人件費はあまり多くなすというふうなことになるかと、事業の縮小というふうなこともなるわけでございますので、やはりそういった事業は縮小しなくていけるような今後の予算の作成、人件費を当てるといような形での財源の捻出といいますか予算の策定といいますか、そういったところに私は持って行ってほしいなというふうに思います。これは私の意見でございますけれども。

○坂本博樹企画財政課長

人件費の御質問でございますけれども、議員まさに言われるとおりだと思います。

先ほど総務課長が申しましたように定員適正化計画の策定を進めることになっております。その中で、やはり人件費というのは義務的経費でなかなか削減できない部分でございますので、職員数が多いということになれば当然人件費も多くなるということになりますので、そういった、本町として今後の人口減少とか、町としてどれぐら

いの職員数が必要なのか、そういったところでの定員適正化計画の中で、当然その中では人件費の削減の部分も出てくると思いますので、その辺は総務課等の定員適正化計画、そういったものと財政と十分連携しながら、今後財政運営を進めていく必要があると思っています。

以上です。

○片渕栄二郎議長

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これで質疑を終わります。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論なしと認めます。

これより議案第45号「白石町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例について」を採決いたします。

本案に賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立全員です。よって、議案第45号は原案のとおり可決されました。

日程第3

○片渕栄二郎議長

日程第3、議案第46号「地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について」を議題とします。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論なしと認めます。

これより議案第46号「地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について」を採決します。

本案に賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立全員です。よって、議案第46号は原案のとおり可決されました。

日程第4

○片渕栄二郎議長

日程第4、議案第47号「白石町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これより議案第47号「白石町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」を採決します。

本案に賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立全員です。よって、議案第47号は原案のとおり可決されました。

日程第5

○片渕栄二郎議長

日程第5、議案第48号「白石町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例及び白石町長等の給与、旅費等に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これより議案第48号「白石町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例及び白石町長等の給与、旅費等に関する条例の一部を改正する条例について」を採決します。

本案に賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立全員です。よって、議案第48号は原案のとおり可決されました。

日程第6

○片渕栄二郎議長

日程第6、議案第49号「白石町廃棄物の減量推進及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

質疑ありませんか。

○溝口 誠議員

この値上げに関して、これは平成17年からずっとこの金額で来ておりましたけれども今回改定して増額をするということで、それから約17年、その期間に上げる機会がなかったものか。17年間も料金を改定しないというのは普通はあり得ません。そういうことで、途中でそういうことを検討されたことはなぜなかったのか伺いたいと思います。

○土井 一生活環境課長

この条例、手数料改正が町村合併時から一度も改正がなされていないと、今回初めて改正の案が出たというふうなことで、その途中の年度において改正、見直し等の検討はなされたかというふうな御質問かと思っております。

これに関しましては、詳しくは私のほうも存じませんが、これまでこの条例に関して、近隣市町とのバランス的なものを考慮されてたんじゃないかなと思います。

町村合併をした市町においては順次改正をなさっておられますが、お隣の江北町とか大町町、杵島郡が以前から足並みをそろえてというふうなことで行われておりましたので、その辺を見ながら、状況を見ながら改正の時期を計ってたんじゃないかなと思っております。

今回改正いたしましたのは、全員協議会的时候にも申しましたとおり、20市町のうち合併をした市町村が、13市町が5,000円、6,000円というふうな手数料を定めておりますし、また許可業者の数、これが徐々に増えてきたというふうなことから、特に町内業者だけじゃなく町外からも許可申請の申出がっておりますので、そういうところのバランスを見て今回改正を行いたいというふうなことで上程させていただいております。

以上でございます。

○片渕栄二郎議長

ほかに質疑ありませんか。

○重富邦夫議員

この区分の中で、許可申請手数料と更新申請手数料また事業変更許可申請手数料というふうに一律の金額になっておりますが、普通考えますと、この一番上の許可申請手数料、通常であるならここがもう少し高くなければいけないのかなというふうに思いますけれども、更新は更新で出す書類は少ないですし、事業範囲の変更なんかも少ないですしというふうに普通考えますけれども、ここの一律というのがなぜなのかなというふうに思いまして御質問です。

○土井 一生活環境課長

白石町の場合、一番最初の許可申請と更新について出す書類と審査の具合が違うので、更新のほうの方が逆に若干安くてもいいんじゃないかというふうな御質問かと思っております。

これにつきましては、町のほうの審査の提出書類で、申請のときも更新のときも基本的には新規と同じような扱いということで書類も全て申請時と同様の書類を出していただいております。財政状況とか継続的にちゃんと事業ができるかというふうなことをしっかり審査しなければなりませんので、この間も言いましたけれども、人件費相当額というふうなことでこの金額を設定させていただいておりますので、金額については同等の金額とさせていただいております。

以上でございます。

○片渕栄二郎議長

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これで質疑を終わります。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論なしと認めます。

これより議案第49号「白石町廃棄物の減量推進及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例について」を採決します。

本案に賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立全員です。よって、議案第49号は原案のとおり可決されました。

日程第7

○片渕栄二郎議長

日程第7、議案第50号「教育委員会委員の任命について」を議題とします。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論なしと認めます。

これより議案第50号「教育委員会委員の任命について」を採決します。

本案は、教育委員会委員として一ノ瀬ひとみ氏の任命について議会の同意を求めるものです。この採決は、議員申合せにより無記名投票で行います。

議場の出入口を閉鎖します。

〔議場閉鎖〕

ただいまの出席議員は議長を除いて15名です。

立会人を指名します。

お諮りします。

会議規則第30条第2項の規定により、立会人に井崎好信議員、内野さよ子議員の2名を指名することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。よって、立会人に井崎好信議員、内野さよ子議員の2名を指名します。

投票用紙を配ります。

〔投票用紙配付〕

念のため申し上げます。本案に賛成の方は賛成、反対の方は反対と記載をお願いし

ます。なお、白票は反対とみなします。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。議席1番議員から順番に投票願います。

〔投票〕

投票漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

投票漏れなしと認めます。投票を終わります。

開票を行います。

井崎好信議員、内野さよ子議員は開票の立会をお願いします。

〔開票〕

立会人は議席にお戻りください。

投票の結果を報告します。

投票総数15票、有効投票15票。無効投票ゼロ票。

有効投票中、賛成15票。反対ゼロ票。

以上のおり賛成全員です。よって、議案第50号は原案のおり同意することに決定しました。

議場の出入口を開きます。

〔議場開鎖〕

日程第8

○片渕栄二郎議長

日程第8、議案第51号「固定資産評価審査委員会委員の選任について」を議題とします。

質疑ありませんか。

○友田香将雄議員

議案この後2つのところでも選任がされると思うんですけども、すみません、今後のことも少し教えてもらえたらと思います。

今回の選任の方3名様、長期に役を担っていただいているというところがあります。また、先ほど承認がありました教育委員会の方も、いろんな役を請け負いながらその中の一つとしてまた請け負ってもらっているというところもありまして、今後いろんな委員であったりというところで、役を担っていただく方に対して負担を減らしていくところ、すごく頑張っていただいているので引き受けていただいているところもあるかと思うんですけども、長期的に担っていただいているところ、またはいろんな役として重複して担っていただいているところ、このあたりについてどういった

形の負担を軽減というのを考えられているのかなというのをお願いできたらと思います。

○百武和義副町長

先ほど議員のほうからは、今回提案している方たちが非常にほかの役職もされている中でどういった方法で選任をされているかといった趣旨の質問と思います。

町のほう、教育委員さんも、それから固定資産評価審査委員さんも同様でございますけれども、適任者ということで選任をさせていただいております、そしてまた御本人にお願いするときも、非常にやる気を持っていただいているというふうで思っております。そういったことで御本人の御意思も尊重して選任をしているところでございます。

以上です。

○友田香将雄議員

やる気を持って担っていただいているところは大変ありがたい話ではあるんですけども、その一方今後のことを見据えて、幅広い人材をアンテナを張っていくということも大事な事かなと思いますけども、そのあたりについていかがでしょうか。

○百武和義副町長

先ほど議員おっしゃいますように、一人の方に幾つもの役職をとすることは非常に御本人の負担にもなることあるかと思っておりますけども、その辺も十分考慮しながら選任のほうを進めていきたいというふうに思っております。

○片渕栄二郎議長

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これで質疑を終わります。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論なしと認めます。

採決をします。

本案は、固定資産評価審査委員会委員として溝上光一氏の選任について議会の同意を求めるものです。

本案に同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立全員です。よって、議案第51号は原案のとおり同意することに決定しました。

日程第9

○片渕栄二郎議長

日程第9、議案第52号「固定資産評価審査委員会委員の選任について」を議題とし

ます。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

採決をします。

本案は、固定資産評価審査委員会委員として香月茂氏の選任について議会の同意を求めるものです。

本案に同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立全員です。よって、議案第52号は原案のとおり同意することに決定しました。

日程第10

○片渕栄二郎議長

日程第10、議案第53号「固定資産評価審査委員会委員の選任について」を議題とします。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

採決をします。

本案は、固定資産評価審査委員会委員として太田尾一美氏の選任について議会の同意を求めるものです。

本案に同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立全員です。よって、議案第53号は原案のとおり同意することに決定しました。

日程第11

○片渕栄二郎議長

日程第11、議案第54号「財産の取得について」を議題とします。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑と認めます。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これより議案第54号「財産の取得について」を採決します。
本案に賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立全員です。よって、議案第54号は原案のとおり可決されました。
以上で本日の議事日程は終了しました。
本日はこれにて散会します。

10時23分 散会

上記、会議の経過を記載し、その相違ないことを証するため、地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和4年12月9日

白石町議会議長 片 淵 栄二郎

署 名 議 員 吉 岡 英 允

署 名 議 員 草 場 祥 則

事 務 局 長 久 原 雅 紀